

## 資料 4

### インターネット差別書き込みモニタリング事業取組状況

#### モニタリングの状況

○モニタリングした書き込み件数＝延べ 49, 706 件  
(令和 4 年 2 月 24 日現在)

○削除依頼した書き込み件数 = 10 件

#### ○削除依頼した書き込みの内容

特定の地域(字)、苗字を指摘する内容となっているもの。

特定の地域を指摘する内容となっているもの。

# 東広島市インターネット差別書き込みモニタリング事業実施要領

令和2年11月4日 人権男女共同参画課

## 1 目的

インターネット上における差別書き込みの実態を明らかにしていくため、市内被差別部落の特定や誹謗中傷等を内容とする書き込み等をモニタリングする。差別書き込みを発見したときには、削除依頼手続きを行い、差別助長行為の解消に資することを目的とする。

## 2 事業内容

- (1) 人権男女共同参画課と人権センターは、次の週のうち1時間、指定するウェブサイトをモニタリングする。

人権男女共同参画課	毎週
東広島市人権センター	毎月第1週
黒瀬文化会館	毎月第2週
河内人権センター	毎月第3週
安芸津人権センター	毎月第4週

- (2) モニタリングするウェブサイトは「爆サイ 山陽版」などとし、確認する内容は同和問題に係る悪質、差別的な書き込みとする。

- (3) モニタリング中に、差別書き込みを発見したときには、その事実を保存する。

削除依頼すべきと判断した書き込みは、該当ウェブページを印刷し、URLを記録しておく。

- (4) 各人権センターが行った(3)の結果は、所定の実績報告書によって人権男女共同参画課へメールにて報告する。

この際、印刷したウェブページをPDF化し、実績報告書に添付する。

- (5) 人権男女共同参画課において差別書き込みを確認し、課内で協議のうえ削除依頼をするか否かを決定する。削除依頼は人権男女共同参画課が行い、このときフォーム内の名前は匿名とし、削除依頼及び返信先メールアドレスは、モニタリング事業専用のアドレスとする。

- (6) (5)によって削除依頼をおこなったウェブサイトは、削除が行われているか否かの確認を人権男女共同参画課が後日行う。

- (7) 当該モニタリングは隣保館基本6事業中、「社会調査及び研究事業」として整理する。